

岡山県通所リハビリテーション協議会会則

第1章 総則

(名 称)

第1条 この会は岡山県通所リハビリテーション協議会(以下「本会」という。)と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は会長所属施設におく。

(目 的)

第3条 本会は岡山県下の指定通所リハビリテーション事業所、重度認知症患者デイ・ケア、指定通所介護事業所(以下「通所リハ等」とする。)及び担当職員の相互の交流を促進するとともに、通所リハ等実施施設の健全な向上発展、並びに担当職員の資質の向上を図り、高齢社会における高齢者及び障害者に対しての医療・福祉及び生活の質的向上と発展に寄与することを目的とする。

第2章 事業

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を遂行するため、次の事業を行う。

- (1) 通所リハ等の管理運営の適正化及びサービスの質の確保向上に関する調査研究及び指導
- (2) 通所リハ等の経営に関する調査研究
- (3) 通所リハ等施設関係者に対する研修事業の実施
- (4) 通所リハ等研究会の開催
- (5) 機関紙その他通所リハ等に関する刊行物の発行
- (6) 関係機関及び関係団体との連絡協議
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の資格)

第5条 本会の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員

本会の目的に賛同して入会した通所リハ等実施施設の代表者

- (2) 準会員

イ、 本会の目的に賛同して入会した正会員以外の通所リハ等実施施設の職員

ロ、 通所リハ等開設予定の施設代表及びその職員

(3) 賛助会員

本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(会 費)

第6条 本会の会費は別途役員会において決定した額とし、入会金及び年会費からなる。

(入会及び退会)

第7条 入会及び退会するものは、その旨を会長に届け出、役員会で決定する。

(2) 本会の入会を希望するものは、所定の申込書に記入の上、会費を添えて申し込むものとする。

(抛出金品の不返還)

第8条 既納の入会金、会費、その他の抛出金品は、返還しない。

(表彰)

第9条 本会は、本会に功労があった者に対し、別に定めるところにより、理事会の決議を経て表彰することができる。

第4章 役員

(役員)

第10条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 10名以内
- (4) 監事 2名

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(2) 補欠により選任された役員任期は、前任者の残存期間とする。

(3) 役員辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

(役員選出)

第12条 理事及び監事は総会にて選出する。

(2) 会長、副会長は理事の互選により選出する。

(役員の職務)

第 13 条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時はその職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を組織して会務を執行する。
- (4) 監事は、会務の運営及び財産の状況について監査する。

(顧問役)

第 14 条 協議会に顧問を置くことができる。

- (2) 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

第 5 章 総会、理事会

(総会)

第 15 条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、理事会にて決議し、会長が招集する。

- (2) 総会は、正会員をもって構成し、通常総会は毎年 2 回開催する。
- (3) 総会は、この会則で別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要要綱を議決する。

(総会の決議事項)

第 16 条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 会則の改廃
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員の選任
- (5) その他理事会で必要と認めた事項

(理事会)

第 17 条 理事会は会長が必要と認めたとき、又は理事の 3 分の 1 以上の要求があった時に開催し、次の事項を協議する。

- (1) 会務の執行に関する事項
- (2) 総会に提出する議案
- (3) その他の必要事項

(議決)

第 18 条 総会は会員の過半数の出席によって成立し、議事は出席した正会員の過半数の同意をもって議決する。但し可否同数のときは、会長の決するところによる。

(2) やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決することができ、出席の数とみなす。

(3) 理事会は、理事の過半数の出席によって成立し、議事は、出席した理事の過半数の同意をもって議決する。但し可否同数のときは、会長の決するところによる。

(4) やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決することができ、出席の数とみなす。

(5) 会則の変更及び基本財産の処分決議については、正会員の過半数出席した総会において、過半数の同意をもって議決する。

(6) 委任状は出席の数とみなす。

(総会の決議の省略)

第 19 条 総会の決議の目的たる事項について、理事又は正会員から提案があった場合において、その提案に正会員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(理事会の決議の省略)

第 20 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

第 6 章 会計

(経費)

第 21 条 本会の経費は、会費・寄付金及びその他の収入をもって、これに充てる。

(会計年度)

第 22 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(事業報告及び収支決算)

第 23 条 各年度総会において、前年度の事業報告及び収支決算の承認を受けなければならない。

第7章 その他

(会則外規定事項)

第24条 本会の運営上必要な事項で、本会則に定めるものの他、必要な事項については、理事会において別に定める。

附則 本会則は、平成8年4月1日より施行する。

本会則は、平成8年6月8日より一部改訂にて施行する。

本会則は、平成9年4月26日より一部改訂にて施行する。

本会則は、平成14年3月10日より一部改訂にて施行する。

本会則は、平成31年4月1日より一部改訂にて施行する。

本会則は、令和2年11月29日より一部改訂にて施行する。

*別途資料

(会費)

	入会金	年会費
正会員	20,000 円	10,000 円
準会員	3,000 円（1施設複数入会の場合は入会金免除）	3,000 円
賛助会員		10,000 円

(振込先) 中国銀行 鴨方支店（普）2548043

岡山県通所リハビリテーション協議会 会長 福嶋 啓祐

以上

岡山県通所リハビリテーション協議会表彰規程

(目 的)

第1条 この規程は、岡山県通所リハビリテーション協議会（以下「本協議会」という）会則第9条の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の基準)

第2条 本協議会は次の各号に該当する者を表彰の対象とする。

- (1) 本協議会の発展に関し、功績が抜群である者又は顕著な貢献があった者
- (2) 老人保健福祉に貢献する研究及び教育において顕著な又は多大な功績のあった者
- (3) その他会長が特に必要と認めた者及び団体

2 前項の受賞決定は、理事会の承認を得て行うものとする。

(表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状および副賞としての記念品を授与して行う。

- 2 記念品の品目及び金額については、表彰の都度会長が決定するものとする。
- 3 受賞対象者が死亡した場合は、表彰状等を遺族におくり、追賞する。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、毎年1回、岡山県通所リハビリテーション研究大会において行う。ただし、会長及び理事会が特に授与の必要と認めたものについてはその限りではない。

(実施細則)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定める。

附 則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。